システムリプレースに伴う 株式等の振替に関する業務規程等の一部改正について

2020 年 9 月 4 日 株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

本年 11 月 24 日に本番稼働を予定している弊社のシステムリプレースにおいて、(1)制度利用者の利便性・効率性向上のための「システム機能の改善・追加」、(2)利用頻度等を考慮した「システム機能の廃止」を行うことに伴い、「株式等の振替に関する業務規程」(以下「規程」という。)、「株式等の振替に関する業務規程施行規則」(以下「規則」という。)及び「株式等振替制度に係る手数料に関する規則」(以下「手数料規則」という。)の一部について改正を行うとともに、その他所要の整備を行う。

2. 改正概要

(1)システム機能の改善・追加

制度利用者の利便性・効率性向上のため、次の対応を行う。

① 振替請求等における請求入力日の柔軟化

非DVP決済の振替請求は、現在、振替日の前営業日に行う「前日振替請求」及び振替日当日に 行う「当日振替請求」によることとしているが、振替日の2営業日以前に行う「先日付振替請求」 を可能とする。

(規則 第60条、第68条、第249条、第256条、第354条の2、第355条の4、第357条の12、 第358条、別表3、別表4、別表5)

② 夜間バッチ処理による新規記録の適正化等

バッチ処理に関して、次の対応を行う。

・新設合併等に伴う新規記録等における夜間バッチ処理の日中バッチ処理(15 時 30 分以降)への変更

(規則 別表3)

・新株予約権の行使請求等における日中バッチ処理(15時30分以降)の残高確認データへの反映

(規程 第 212 条、第 264 条、第 265 条、規則 別表 3)

③ その他機能の追加

次の機能を追加する。

- ・「元利金請求内容承認可否通知 (CB)」に係る通知機能 (規程 第 201 条、規則 第 275 条、別表 3)
- 信託口のキューイング機能 (規則 別表4)
- ・統合Web端末のCSV入出力機能

(規則 別表3)

(2)システム機能の廃止

利用頻度が低いもの又は代替手段があるもの等について、次の対応を行う。

① 「区分管理証券」等の廃止

機構加入者の自己口における内訳区分のうち、「区分管理証券」を廃止する。また、「区分管理証券指定・同解除申請」及び「残高保留指定・同解除申請」を廃止する。

(規則 第71条、第72条、第73条、第74条、第259条、第260条、第261条、第262条、第358条、別表3、別表5)

② 「信託表示分」の廃止

機構加入者の自己口における内訳区分のうち、「信託表示分」を廃止する。それに伴い、機構加入者が信託の受託者である場合の信託の記録は、信託口又は質権信託口に記録することにより行うこととする。

(規程 第52条、第54条、第55条、第57条、第180条、第181条、第183条、第184条、第186条、第272条、第277条、第285条の9、規則 第37条、第39条、第50条、第239条、第242条、第243条、第246条の2、第247条、第248条、第248条の2、第341条、第351条、第351条の3、第357条の3、別表3、別表5)

③ その他機能の廃止

次の機能を廃止する。

- ・制度利用者から機構に対し請求等が行われた内容を訂正する機能 (規則 別表3、別表4)
- ・統合Web端末におけるCSV入出力機能のうち、代替手段となる画面入出力機能があるもの (規則 別表3)
- ・担保指定証券(相手先指定・株式等)の承認後の取消機能(規則 第60条、第68条の2、第249条、第256条の2、別表3、別表4、手数料規則 別表)

(3) その他

その他、所要の整備を行う。

(規程 第287条の3、規則 第10条、第263条、第342条、別表3、別表4)

3. 施行日

この改正規定は、2020年11月24日から施行する。ただし、弊社のシステムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により株式等振替業を実施することができない又はそのおそれがあると弊社が認める場合には、2020年11月25日以後の弊社が定める日から施行する。

以上